



# 令和8年度 適正な工期設定に向けた国交省の取組

北陸地方整備局 建政部



国土交通省

第三次・担い手3法ポータルサイト  
(<https://ninaite-sanpo.mlit.go.jp/>)



労務費に関する基準ポータルサイト  
(<https://roumuhi.mlit.go.jp/>)



## 1. 建設産業における働き方の現状・・・・・・・・・・2ページ

## 2. 建設業の働き方改革の取組・・・・・・・・・・7ページ

## 3. 参考資料①・・・・・・・・・・16ページ

- ◎ 労務費に関する基準 ～発注者のみなさまへ・・・・・・・・17ページ
- ◎ 労務費に関する基準 ～建設業者のみなさまへ・・・・・・21ページ

## 4. 参考資料②・・・・・・・・・・25ページ

- ◎ 第三次・担い手3法ポータルサイト
  - ◎ 労務費に関する基準ポータルサイト
- }・・・・・・・・・・26ページ

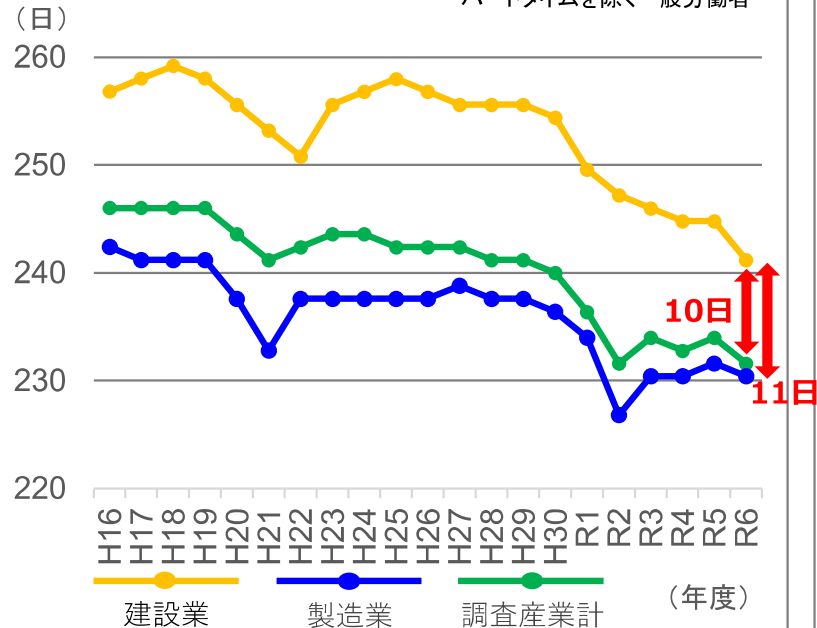
# **1. 建設産業における働き方の現状**

---

# 建設産業における働き方の現状

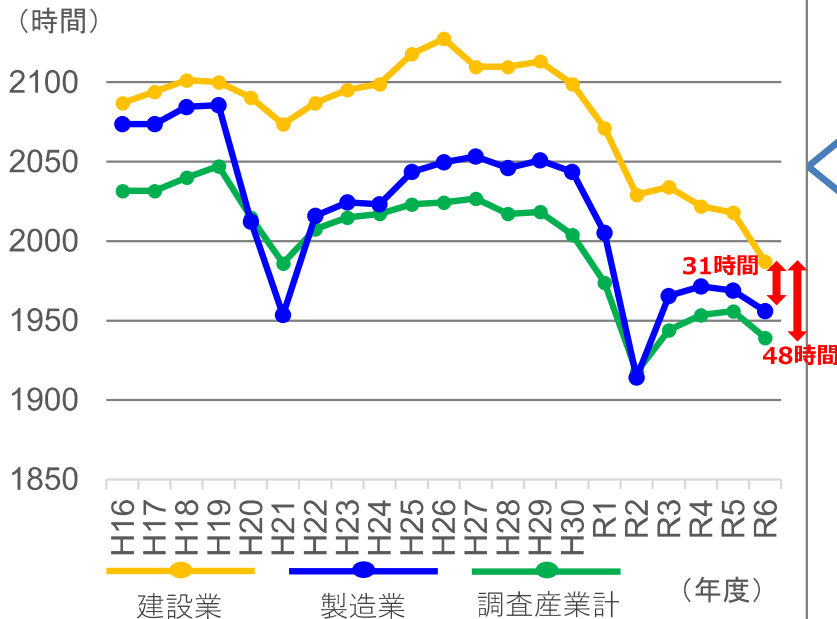
## 産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
パートタイムを除く一般労働者



## 産業別年間実労働時間

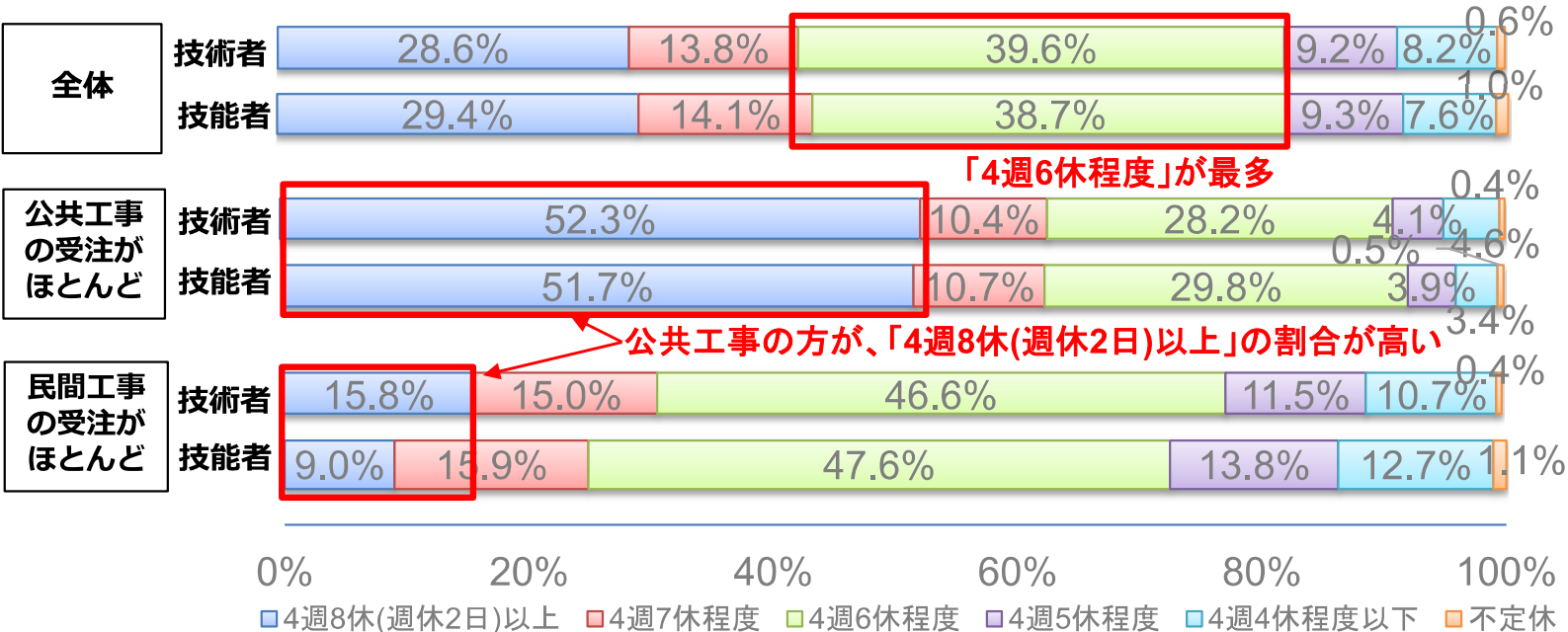
○厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
パートタイムを除く一般労働者



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて10日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて48時間長い。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
年度報より国土交通省作成

## 建設業における平均的な休日の取得状況



技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

出典：国土交通省「令和6年度 適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」

# 働き方・工期設定の状況について

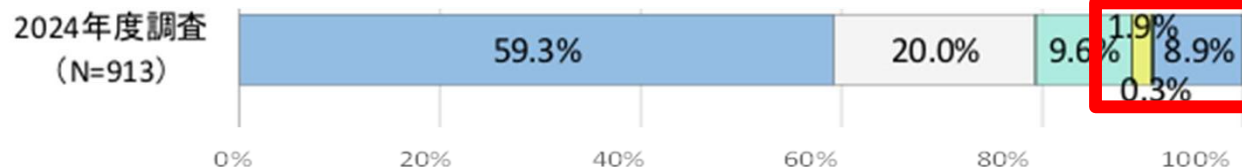
## 月当たりの平均的な残業時間

(技術者)



45時間以上: 13.4%

(技能者)



45時間以上: 11.1%

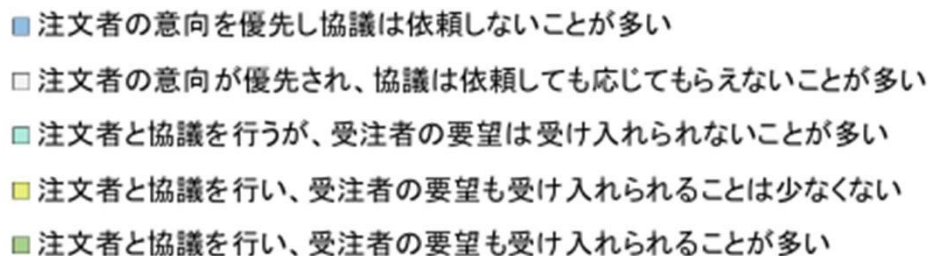
時間外労働上限規制  
適用対象

※回答数は技術者・技能者を直接雇用している企業数

(出典)適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査(令和6年度),国土交通省

## 工期設定の状況

改正建設業法の  
趣旨に照らし、適  
切に協議を行うこ  
とが重要



18%程度

当初契約における工期  
の設定方法は、注文者  
の意向が優先される、受  
注者の要望が完全に受  
け入れられない場合が、  
R6年度調査では約2割  
を占める。

(出典)適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査(令和6年度),国土交通省 — 4 —

# 建設業就業者の現状

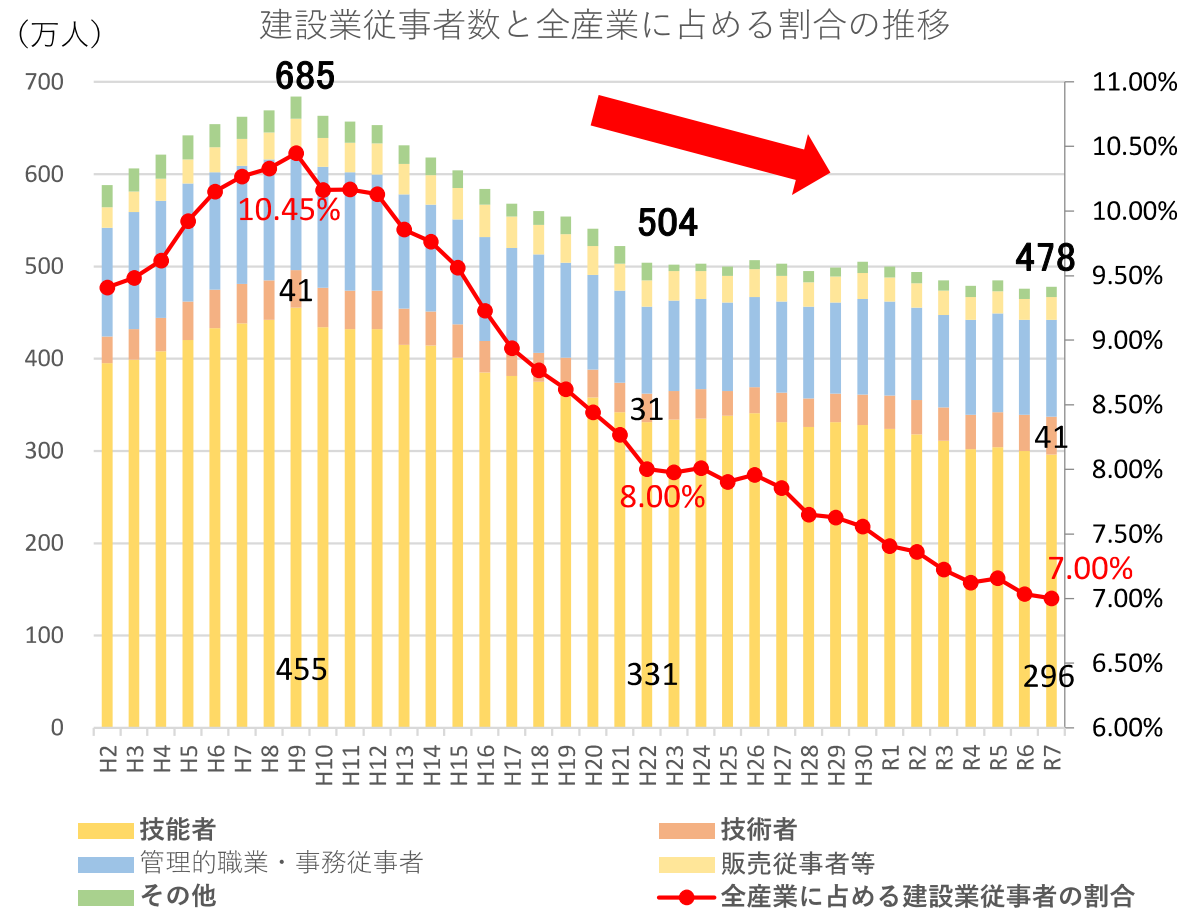
## 技能者等の推移

＜就業者数ピーク＞ ＜建設投資ボトム＞ ＜最新＞

○建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 478万人(R7)

○技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 41万人(R7)

○技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 296万人(R7)

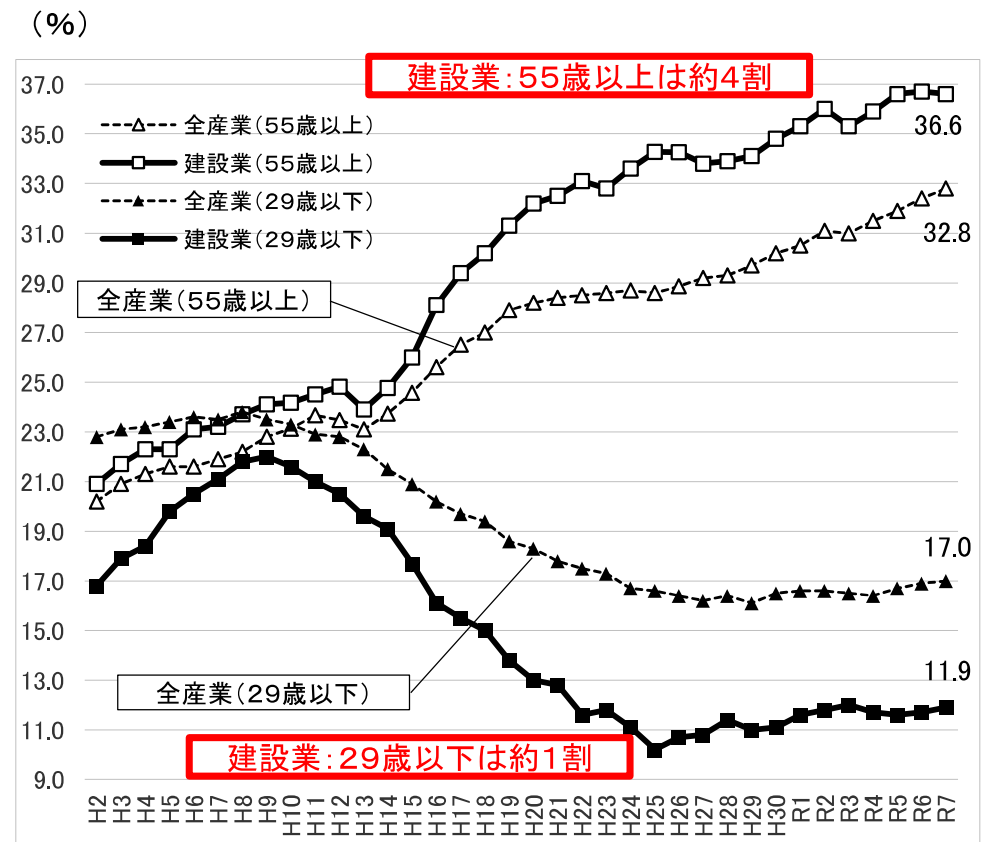


出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1※2

(※1 平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値 ※2 グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない)

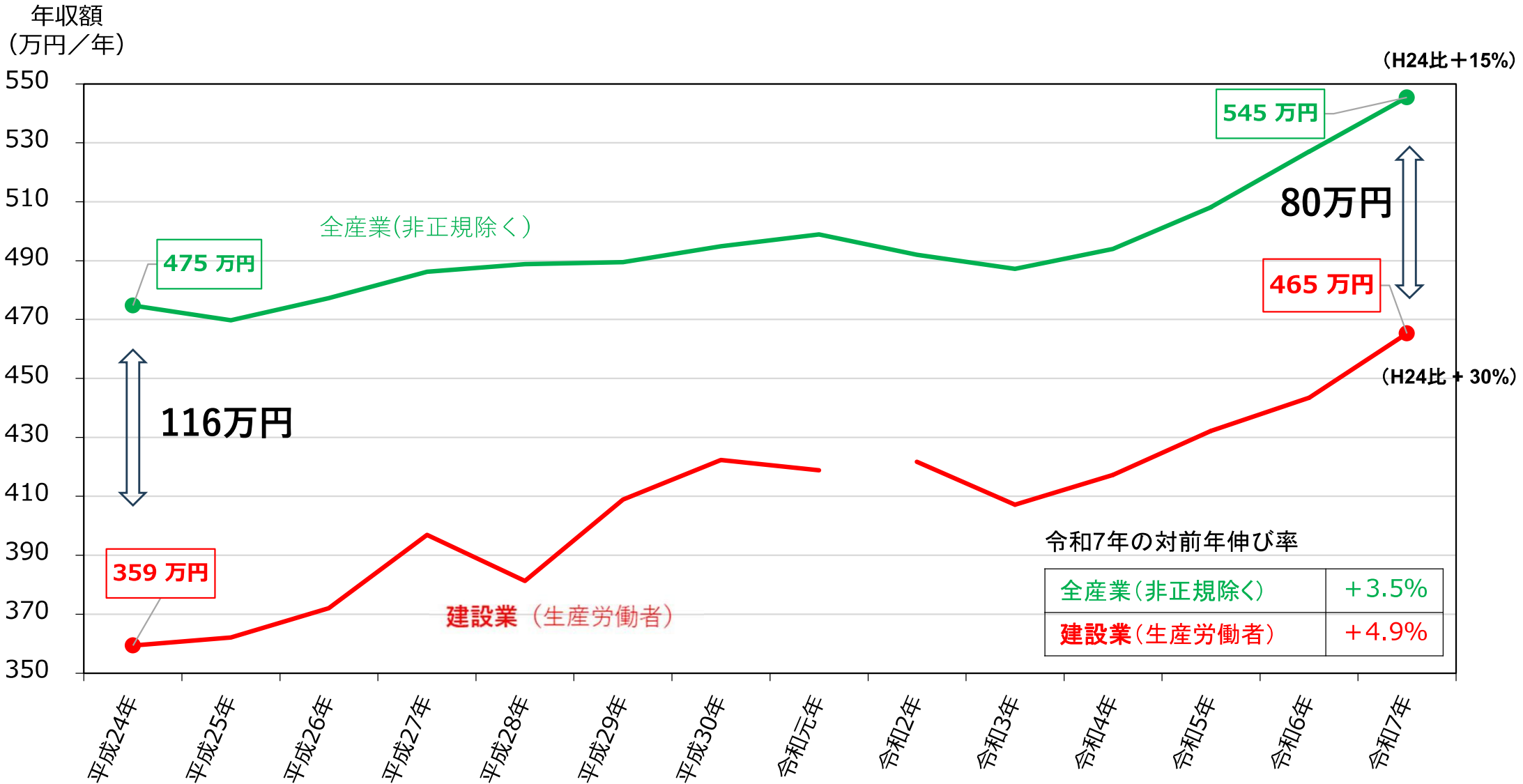
## 建設業就業者の高齢化の進行

○建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.9%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1

# 建設技能者の賃金の推移



(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)

※ 年収額＝所定内給与額×12＋年間賞与その他特別給与額

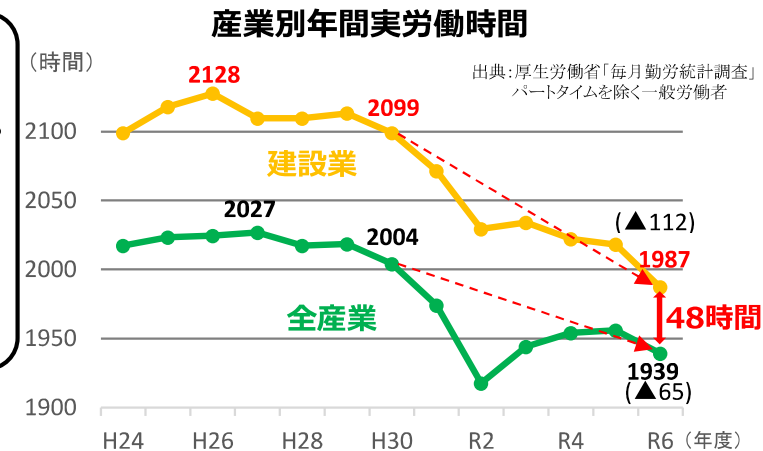
- ・ R2以降は「生産労働者」の区分が廃止されたため、建設業の「建設・採掘従事者」、「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」を加重平均して「生産労働者」の額を推計

## **2. 建設業の働き方改革の取組**

---

# 建設業の働き方改革の取組

- これまでの働き方改革の取組によって、建設業の**労働時間は他産業よりも大きく減少**したが、**なお高水準**。
- 令和6年4月から適用された**時間外労働の上限規制に的確に対応**するとともに、将来にわたって**担い手を確保**していくため、働き方改革に取り組む必要。



## 最近の働き方改革の取組

### 1. 規制内容の周知徹底

- ・リーフレットや会議等で、建設業界、発注者へ周知・要請
- ・一般国民にも動画等によって周知・啓発



■建設業者向けリーフレット  
(厚生労働省)



■動画による広報  
(厚生労働省)

### 2. 公共工事における週休2日工事の対象拡大

- 〔直轄〕週休2日が定着。他産業と遜色ない多様な働き方を支援
- 〔都道府県〕原則全工事で週休2日を目指して取組を一層強化
- 〔市町村〕国と都道府県が連携し全市町村での導入を働きかけ

### 3. 適正な工期設定

- ・中央建設業審議会が「**工期に関する基準**」を策定(R6.3改定)
- <改定の主な内容>
  - 注文者は、**時間外労働規制を遵守**して行う工期の設定に協力
  - 自然要因(**猛暑日**)における**不稼働**を考慮して工期設定
- 基準を踏まえた適正工期の設定を自治体・民間発注者へ働きかけ
- ・適正な工期の確保、建設業従事者の処遇改善に向け、**厚労省と連名で官民発注者に要請**
- ・建設Gメンが**実地調査し、是正指導**

### 4. 生産性の向上

- ・労働時間削減のノウハウ等を整理した**好事例集**を作成・横展開
- ・建設業従事者が活用可能なICT機器導入**支援策**の周知・拡大
- ・直轄工事における**工事関係書類の簡素化**

# 令和8年度 統一的な取り組みチラシ【見直し】

庁舎にチラシ・ポスターを掲示し、民間工事への周知を図る

## 統一的な取り組み(令和8年度)

北陸建設業界の担い手確保に向け

**「多様な働き方の実現」**  
を目指します

**週休2日**

を含む

**多様な働き方**※

※ 多様な働き方とは、「変形労働時間制を適用した柔軟な働き方」等

新潟県、富山県、石川県内の  
建設工事は**週休2日**を実施します



【北陸ブロック発注者協議会】  
北陸地方整備局、北陸信越運輸局、東京航空局、大阪航空局、第九管区海上保安本部、関東森林管理局、  
北陸財務局、金沢国税局、信越自然環境事務所、東日本高速道路(株)新潟支社、中日本高速道路(株)金沢支社、  
(株)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 北陸新幹線建設局  
新潟県、県内30市町村、富山県、県内15市町村、石川県、県内19市町

全80機関で統一実施

令和7年度

令和8年度 統一的な現場閉所の取り組み 提案  
(毎週土曜日・日曜日の閉所)

R8.2.18  
R7幹事会

令和8年度

令和8年度 統一的な取り組み **見直し**  
(週休2日の確保 + 多様な働き方)

R8.6.4  
R8協議会

協議会各委員に周知(ポスターの配布)  
新潟県・富山県・石川県を通じて各市町村に周知

既発注工事へも周知  
令和8年度当初より  
取り組みを実施

令和8年度 上半期  
実施状況調査

R8.10頃

各機関での取り組み  
内容の確認(上半期分)

R9.2頃  
R8幹事会

令和8年度 年間  
実施状況調査

R9.3末  
依頼

令和9年度

各機関での取り組み  
内容の確認(令和8年度)

R9.5頃  
R9協議会

各機関で取り組み

# 「週休2日適正工期発注宣言」「週休2日取組企業宣言」について

- ◆ 建設業界における「働き方改革」、「週休2日の確保」の推進を図るため、北陸ブロック発注者協議会として、宣言制度を創設。
- ◆ 受発注者双方で取り組みを『宣言』し、市町村工事も含め週休二日を促す。

## 発注者用



## 受注者(企業)用



## ロゴマークの使用について

- ◆ 発注者は、「週休2日」を確保できる“適正な工期設定”を行い発注していることを『宣言』
- ◆ 受注者は、従業員が「週休2日」を取得でき、働きやすい職場環境の整備に取り組んでいることを『宣言』

## ロゴマークについて

- ◆ 「週休2日」の取得により、休日が増え、家族と過ごす様子をピクトグラムでシンプルに表現。
- ◆ 受発注者双方の意識の変化を促すため、「change!!」というメッセージを組み合わせて表現。

## 【ロゴマークの使用例】

- ・ ウェブサイト、ヘルメット、建設現場の看板や仮囲い等、名刺、ポスター、チラシ など



## ○ 新潟・富山・石川各県の労働局と連携し、労働局長及び北陸地方整備局長の連名で、公共工事発注者団体（各地方公共団体等）、民間工事発注者団体（地域経済団体等）、建設企業団体に対し、**適正な工期設定等を含め働き方改革に向けた取組の推進**を文書で要請

〔令和8年度 連名要請文（新潟・富山・石川）〕

新労発基0722第1号  
国北整計建第418号  
令和8年7月22日

主要民間団体の長 殿

厚生労働省新潟労働局長  
国土交通省北陸地方整備局長  
（公印省略）

建設業の働き方改革等の実現に向けた取組について（協力依頼）

日頃より、労働行政及び建設業行政の運営について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建設業においても、令和6年4月から時間外労働の上限規制（以下「上限規制」という。概要は参考1のとおり。）が適用されましたが、これまでの働き方改革の取組によって、建設業の労働時間は大きく短縮したものの、全産業に比べるとなお長くなっています。また、建設業では就業者の高齢化も進み、将来の担い手確保も懸念されており、働き方改革の推進や処遇の改善が必要不可欠です。

こうした課題に対応し、持続可能な建設業を実現して、そのために必要な担い手を確保することを目的とする「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第49号。以下、「改正法」という。）が、令和7年12月12日から完全施行されました。（参考2）

厚生労働省と国土交通省では、引き続き、特設サイト「はたらきかたススめ」（<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>）や「建設業従事者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」（<https://kensetsu-roudou-ikan.mhlw.go.jp/>）等を通じて、改正法の内容も含め、適正な工期設定や建設業で働く方の労働環境の改善に向けた取組について周知を図ってまいります。

つきましては、貴職におかれましても、適正な工期の確保、建設業で働く方の処遇改善に向けて、下記の点につき、引き続き御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

併せて、各構成員に対しても、上記特設サイト及びポータルサイトを周知いただくとともに、下記の点について御理解と御協力を得られるよう、お力添えをお願いいたします。

富労発基0723第1号  
国北整計建第419号  
令和8年7月23日

主要民間団体の長 殿

厚生労働省富山労働局長  
国土交通省北陸地方整備局長  
（公印省略）

建設業の働き方改革等の実現に向けた取組の実施について（協力要請）

日頃より、労働行政及び建設業行政の運営について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建設業においても、令和6年4月から時間外労働の上限規制（以下「上限規制」という。概要は参考1のとおり。）が適用されましたが、これまでの働き方改革の取組によって、建設業の労働時間は大きく短縮したものの、全産業に比べるとなお長くなっています。また、建設業では就業者の高齢化も進み、将来の担い手確保も懸念されており、働き方改革の推進や処遇の改善が必要不可欠です。

こうした課題に対応し、持続可能な建設業を実現して、そのために必要な担い手を確保することを目的とする「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第49号。以下「改正法」という。）が、令和7年12月12日から完全施行されました。（参考2）

厚生労働省と国土交通省では、引き続き、特設サイト「はたらきかたススめ」（<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>）や「建設業従事者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」（<https://kensetsu-roudou-ikan.mhlw.go.jp/>）等を通じて、改正法の内容も含め、適正な工期設定や建設業で働く方の労働環境の改善に向けた取組について周知を図ってまいります。

つきましては、貴職におかれましても、適正な工期の確保、建設業で働く方の処遇改善に向けて、下記の点につき、引き続き御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

併せて、各構成員に対しても、上記特設サイト及びポータルサイトを周知いただくとともに、下記の点について御理解と御協力を得られるよう、お力添えをお願いいたします。

石労発0701第5号  
国北整計建第420号  
令和8年7月1日

主要民間団体の長 殿

厚生労働省石川労働局長  
国土交通省北陸地方整備局長  
（公印省略）

建設業の働き方改革等の実現に向けた取組の実施について（協力要請）

日頃より、労働行政及び建設業行政の運営について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建設業においても、令和6年4月から時間外労働の上限規制（以下「上限規制」という。概要は参考1のとおり。）が適用されましたが、これまでの働き方改革の取組によって、建設業の労働時間は大きく短縮したものの、全産業に比べるとなお長くなっています。また、建設業では就業者の高齢化も進み、将来の担い手確保も懸念されており、働き方改革の推進や処遇の改善が必要不可欠です。

こうした課題に対応し、持続可能な建設業を実現して、そのために必要な担い手を確保することを目的とする「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第49号。以下「改正法」という。）が、令和7年12月12日から完全施行されました。（参考2）

厚生労働省と国土交通省では、引き続き、特設サイト「はたらきかたススめ」（<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>）や「建設業従事者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」（<https://kensetsu-roudou-ikan.mhlw.go.jp/>）等を通じて、改正法の内容も含め、適正な工期設定や建設業で働く方の労働環境の改善に向けた取組について周知を図ってまいります。

つきましては、貴職におかれましても、適正な工期の確保、建設業で働く方の処遇改善に向けて、下記の点につき、引き続き御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

併せて、各構成員に対しても、上記特設サイト及びポータルサイトを周知いただくとともに、下記の点について御理解と御協力を得られるよう、お力添えをお願いいたします。

# 工期に関する基準 改正の概要（令和6年3月）

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

## 第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

- ・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。
- ・受注者は、契約締結の際、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努める。
- ・発注者※は、受注者や下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意する。
- ・発注者※は、受注者から、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りが提出された場合、内容を確認し、尊重する。

※下請契約における注文者も同じ

## 第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| (1) <b>自然要因</b>       | (6) 関係者との調整        |
| (2) <b>休日・法定外労働時間</b> | (7) 行政への申請         |
| (3) イベント              | (8) <b>労働・安全衛生</b> |
| (4) 制約条件              | (9) 工期変更           |
| (5) 契約方式              | (10) その他           |

- ・自然要因(猛暑日)における不稼働を考慮して工期設定。
- ・十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映する。
- ・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

## 第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) **準備**
- (2) 施工
- (3) 後片付け

## 第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産
- (2) 鉄道
- (3) 電力
- (4) ガス

## 第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

(優良事例集)

## 第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) 基準の見直し

・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

・各業界団体の取組事例等を更新。

中央建設業審議会が「工期に関する基準」を作成・勧告

## 注文者

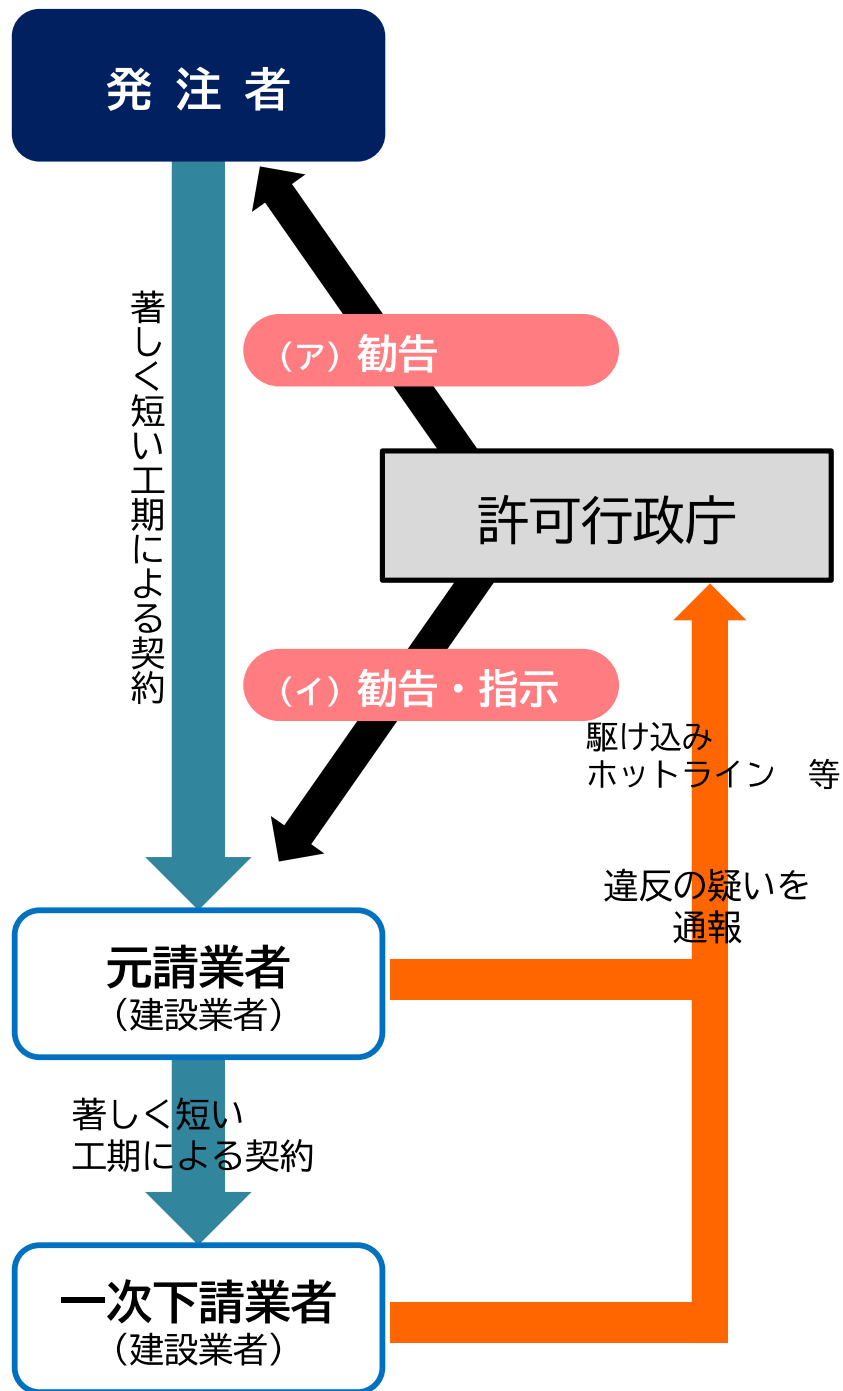
- ◆受注者の交付した材料費等記載見積書の内容を考慮するよう努力義務 **<R6改正>**
- ◆工期に影響を及ぼす事象で認識しているものは契約締結までに通知する義務  
Ex)地盤沈下、土壌汚染等に関する情報
- ◆受注者から事前通知に基づく工期変更の協議のあった場合に誠実に応諾努力 **<R6改正>**
- ◆工事を施工しない日や時間帯の定めをする時は契約書面に明記
- ◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止

## 受注者

- ◆材料費等記載見積書（工程ごとの作業及び準備の日数の記載が必須）を作成するよう努力義務 **<R6改正>**
- ◆工期に影響を及ぼす事象で認識しているものは契約締結までに通知する義務 **<R6改正>**  
Ex)主要資材価格高騰、資材納入遅延等に関する情報
- ◆工期に影響を及ぼす事象が発生したときには工期変更の協議を提案可 **<R6改正>**
- ◆工事を施工しない日や時間帯の定めをする時は契約書面に明記
- ◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止 **<R6改正>**

### <「著しく短い工期」で請負契約を締結した場合・・・>

- － 発注者に対しては国土交通大臣等から**勧告・公表**
- － **建設業者**（注文者・受注者ともに）に対しては国土交通大臣等から**指導・監督処分**



(ア) 国土交通大臣等は、著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して、**勧告**を行うことができ、**従わない場合は、その旨を公表**することができる。

※必要があるときは、発注者に対し、報告又は資料の提出を求めることが可能

○建設業法(抄)

第十九条の六 (略)

2 建設業者と請負契約(請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。)を締結した発注者が前条第一項の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をし

た国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

(イ) 建設工事の**注文者が建設業者である場合**、国土交通大臣等は建設業法第41条を根拠とする**勧告**や、同法第28条を根拠とする**指示処分**を行う。

※法第31条を根拠とする立入検査や報告徴取も可能



### 3. 参考資料①

---

# 労務費

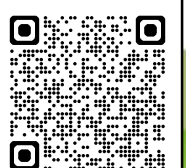
## 令和7年12月より新ルールが導入 に関する基準がスタート



適正な労務費を確保し、業界全体で未来の担い手を育てていくため令和7年12月より「労務費に関する基準」ルールが導入されます。



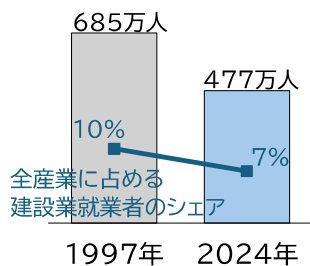
詳しくはコチラ  
をご覧ください



### 担い手確保に向けた課題

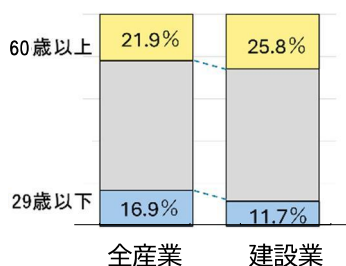
◎建設業では、中長期的な担い手不足が深刻化しています。このままでは、近い将来、皆さんが建設工事の発注を考えた際に、受注できる会社がいなくなってしまうという事態の発生が強く危惧されています。建設業が若い世代に選ばれる産業となるためには、他産業と比べて低い賃金水準や長時間労働といった就労環境を改善することが大きな課題となっています。

＜図1＞ 建設業の就業者数



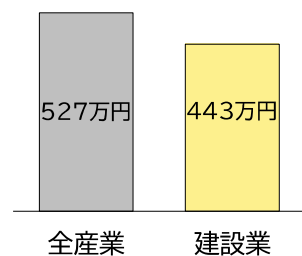
出典：総務省「労働力調査」（令和6年）をもとに国土交通省で作成

＜図2＞ 就業者の年齢層



出典：総務省「労働力調査」

＜図3＞ 建設業の賃金（年間）



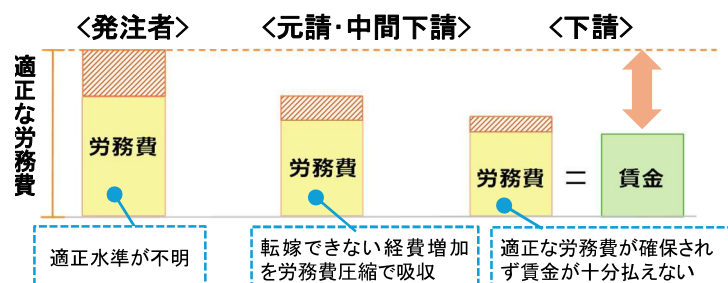
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和6年）、※賃金は「生産労働者」の値

### 労務費（職人の賃金の原資）の確保に向けて

◎職人の就労環境の改善のためには、賃上げによる処遇改善が必要であり、また、建設企業が賃上げの原資となる労務費を適正に確保できるようにすることが不可欠です。

◎一方、これまで守られるべき適正な労務費（職人に支払われるべき賃金の原資）の水準が明らかでなかったこと等により、労務費が現場まで行き渡りにくい状況があったことを踏まえ、改正建設業法により、令和7年から「労務費に関する基準」に基づく新たな取引ルールが導入されました。

＜図4＞ これまでの労務費の行き渡りイメージ



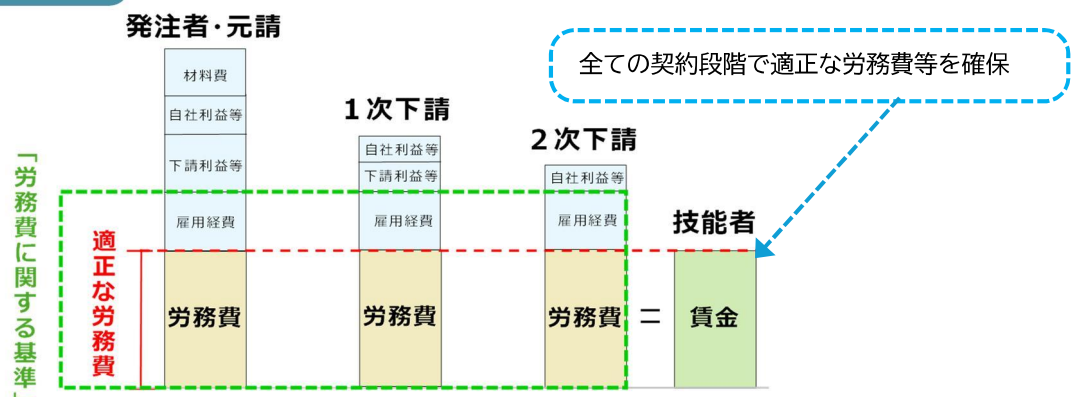
## 新たなルールの概要

適正な労務費を確保し、適正な賃金支払を行うため、「労務費に関する基準」に基づく新たな取引ルールが導入されました。主な内容は以下の通りです。

- 建設業者に対し、労働者の適正な処遇確保を努力義務化(第25条の27)
- 中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告し、適正な労務費を提示(第34条第2項)
- 労務費の基準値は単位施工量あたりの労務費として示すことを基本とし、労務単価について適正な労務費は公共工事設計労務単価を計算の基礎とした水準とする。

**適正な労務費 = 労務単価(円/人日(8時間)) × 歩掛(人日/単位当たり施工量)**

**労務費に関する基準** (令和7年12月2日 中央建設業審議会決定)



- 適正な労務費等に比べ著しく低い労務費等<sup>※1</sup>による見積りや見積り変更依頼を禁止 (第20条第2項、第6項)
- 総価として原価に満たない金額による契約締結を受注者にも禁止(第19条の3第2項)

## (参考)「工期に関する基準」の概要

令和6年3月27日 中央建設業審議会決定)

注文者・受注者双方が「工期に関する基準」を考慮し、適正な工期を設定

### I. 工期全般にわたって考慮すべき事項

自然要因(猛暑による不稼働)、時間外労働規制、労働・安全衛生、行政への申請等

### II. 工程別に考慮すべき事項

| 準備         | 施工(基礎、土、躯体、設備、仕上等) | 後片付け     |
|------------|--------------------|----------|
| (例) 資機材の調達 | (例) 想定外の<br>地中障害物  | (例) 養生期間 |
|            | (例) 受電時期           | (例) 完了検査 |

### III. その他考慮すべき事項

・建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応  
・分野別に考慮すべき事項(住宅・不動産分野/鉄道分野/電力分野等)等

- 著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止(第19条の5第2項)

**！ 違反した建設業者は指導・監督/発注者<sup>※2</sup>は勧告・公表の対象(第41条第1項等、第19条の6)**

※1 材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金

※2 適正な労務費を含む通常必要と認められる原価に満たない金額による契約締結による勧告の対象になり得るのは公共発注者のみ

## 新ルール下の取引について

建設工事における見積書の作成に当たっては、労務費等※を内訳明示することが必要です。下記の禁止事項について違反があった場合、建設業者には指導・監督、発注者（民間発注者含む）には勧告・公表が行われることがあります。

※材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金

|      | 発注者・注文者                                                                                                                                                                                                       | 受注者                                                                                                                  |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 見積段階 | 「見積書」を考慮<br>通常必要な額を著しく下回る変更依頼を禁止<br><b>違反した場合</b><br>発注者／国土交通大臣等から勧告・公表                                                                                                                                       | 労務費等を内訳明示した「見積書」の作成<br>通常必要な額を著しく下回る見積りを禁止<br><b>違反した場合</b><br>建設業者／国土交通大臣等から指導・監督                                   |
| 契約段階 | 取引上の地位を不当利用し、「通常必要と認められる原価」に満たない金額による契約締結の禁止<br>「通常必要と認められる期間」より著しく短い工期による契約締結の禁止<br><b>違反した場合</b><br>発注者※ <sup>1</sup> ／国土交通大臣等から勧告・公表<br>建設業者／公正取引委員会からの措置請求※ <sup>2</sup><br>／国土交通大臣等から指導・監督※ <sup>3</sup> | 正当な理由なく、「通常必要と認められる原価」に満たない金額による契約締結の禁止<br>「通常必要と認められる期間」より著しく短い工期による契約締結の禁止<br><b>違反した場合</b><br>建設業者／国土交通大臣等から指導・監督 |
|      |                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                      |

※1 「通常必要と認められる原価」に満たない金額による契約締結による勧告の対象になり得るのは公共発注者のみ／※2 「通常必要と認められる原価」に満たない金額による契約締結の場合のみ／※3 「通常必要と認められる原価」に満たない金額による請負契約を締結した場合は指導のみ

## 「労務費に関する基準」の実効性確保

「労務費に関する基準」に基づいた適正な労務費の確保・適正な賃金の支払いを行うため、契約から支払いまでの各段階で、実効性を確保する取組が進められています。



- 1 見積書の交付促進** 労務費等を内訳明示した見積書の作成・交付をお願いします。  
※注文者としては、工事の規模等に応じて十分な見積り期間を設けるとともに、提出された見積りを考慮・尊重してください。
- 2 自主宣言制度** 技能者の処遇改善に積極的に取り組む事業者の見える化、その優先選定のための制度が創設されます。改正建設業法に基づく処遇改善や CCUS 活用等に積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。
- 3 適正な賃金支払い** CCUS レベル別年収を踏まえ、確保した労務費を技能・経験に応じた賃金として支払うようお願いいたします。
- 4 行き渡りの確認** 労務費・賃金の適正な支払に係る表明や情報開示への合意に関する条項(コミットメント制度)を個々の契約において活用いただき、発注者から技能者に至るまで、労務費・賃金の適正な支払い状況を確認できる仕組みの構築をお願いいたします。
- 5 公共工事 (労務費ダンピング調査)** 現行の低入札価格調査等のダンピング対策を強化し、落札候補者に対して、入札金額訳書の内容を確認する調査を実施することとしております。公共工事においても、契約段階において適正な労務費が確保される契約締結をお願いいたします。

## 関係者のみなさまへ ～新たな労務費制度を通して知って頂きたいこと～



担い手確保には、建設工事に関わる全ての関係者の行動変容が必要です。賃金を削る競争を撲滅し、適正な労務費を確保するため、令和 7 年 12 月から新ルールが適用されています。現場の実務担当にも周知徹底をお願いします。

### 発注者のみなさまへ

◎工事の規模等に応じて**十分な見積り期間**を設けるとともに、受注者から提出された**見積書を考慮・尊重**してください

◎提出された見積書に対し、**労務費等※**が著しく低くなるような見積り**変更依頼はしない**でください  
(これに違反して契約締結した場合は、**勧告・公表の対象**となる可能性があります)

※ 材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金

◎従前に引き続き、取引上の地位を不当に利用し、総価として通常必要と認められる**原価に満たない金額による契約締結はしない**でください

◎技能者を雇用する建設業者は、労務費だけでなく**雇用に伴う経費**も確保する必要があることに留意してください

### 全ての関係者のみなさまへ

◎建設企業においては、技能者と適切に**雇用契約を結ぶ**とともに、**CCUS 能力評価**の受検、**CCUS レベル別年収水準**での賃金支払いを推進してください

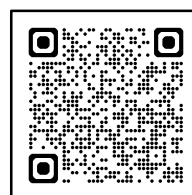
◎「**建設技能者を大切に**する企業の**自主宣言制度**」による自主宣言を行うとともに、宣言企業相互の取引先としての優先選定を推進してください

◎**書面での請負契約締結**を徹底するとともに、契約に**コミットメント条項**を積極的に導入し、契約当事者間での**適正な労務費**の支払い、技能者へ**適正な賃金**の支払いの確認を推進してください

◎適正な労務費(賃金の原資)確保に併せて、**適正な工期**を確保してください

(通常必要と認められる期間に比べ著しく短い工期による契約締結は、**注文者・受注者とも禁止**されています)

このほか、『**労務費に関する基準**』についてはこちらに記載しています  
(<https://roumuhi.mlit.go.jp/>)



# 労務費

## に関する基準がスタート

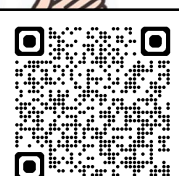
令和 7 年 12 月より新ルールが導入



適正な労務費を確保し、業界全体で未来の担い手を育てていくため、令和 7 年 12 月より「労務費に関する基準」ルールが導入されます。



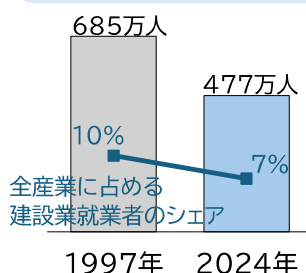
詳しくはコチラ  
をご覧ください



### 担い手確保に向けた課題

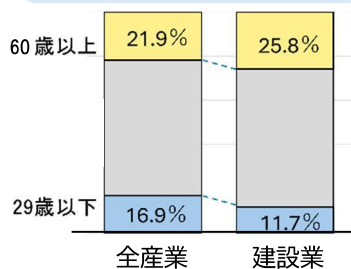
◎建設業では、担い手の減少と高齢化が深刻な課題となっています。若い世代に選ばれる産業となるためには、他産業と比べて低い賃金水準や長時間労働といった職人の就労環境の改善が大きな課題となっています。

＜図 1＞ 建設業の就業者数



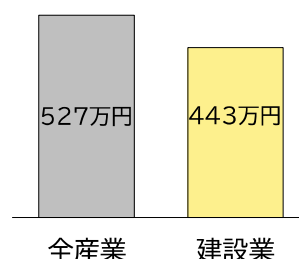
出典：総務省「労働力調査」(令和6年)をもとに国土交通省で作成

＜図 2＞ 就業者の年齢層



出典：総務省「労働力調査」

＜図 3＞ 建設業の賃金(年間)



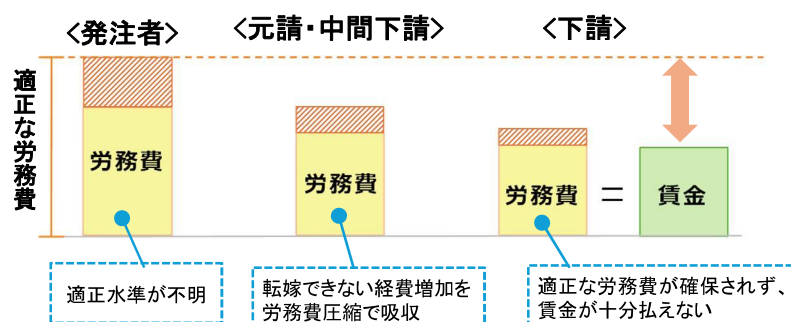
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和6年)、※建設業は「生産労働者」の値

### 労務費（職人の賃金の原資）の確保に向けて

◎職人の就労環境の改善のためには、賃上げによる処遇改善が必要であり、また、建設企業が賃上げの原資となる労務費を適正に確保できるようにすることが不可欠です。

◎一方、これまで守られるべき適正な労務費(職人に支払われるべき賃金の原資)の水準が明らかでなかったこと等により、労務費が現場まで行き渡りにくい状況にあったことを踏まえ、改正建設業法により、令和 7 年から「労務費に関する基準」に基づく新たな取引ルールが導入されました。

＜図 4＞ これまでの労務費の行き渡りイメージ



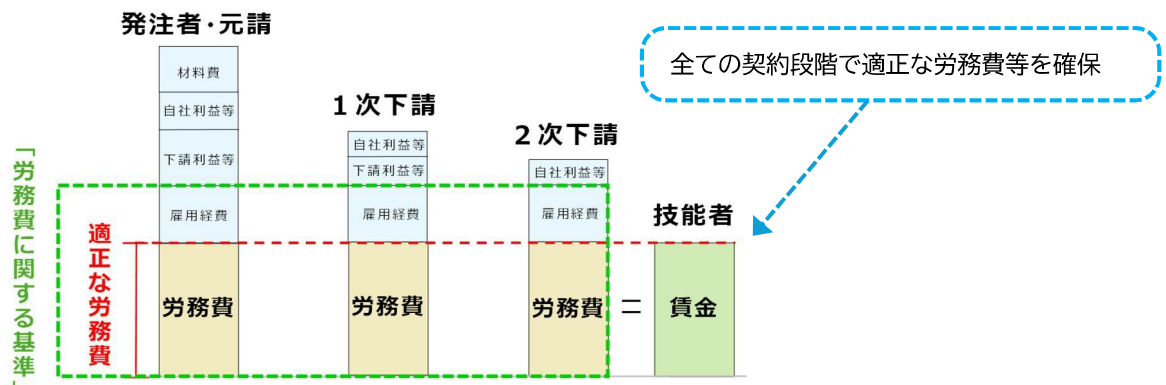
## 新たなルールの概要

適正な労務費を確保し、適正な賃金支払いを行うため、「労務費に関する基準」に基づく新たな取引ルールが導入されました。主な内容は以下の通りです。

- 建設業者に対し、適正な賃金支払い等の労働者の適正な処遇確保を努力義務化(第25条の27)
- 中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告し、適正な労務費を提示(第34条第2項)
- 適正な労務費は公共工事設計労務単価を計算の基礎とした水準とする。

**適正な労務費 = 労務単価(円/人日(8時間)) × 歩掛(人日/単位当たり施工量)**

**労務費に関する基準** (令和7年12月2日 中央建設業審議会決定)

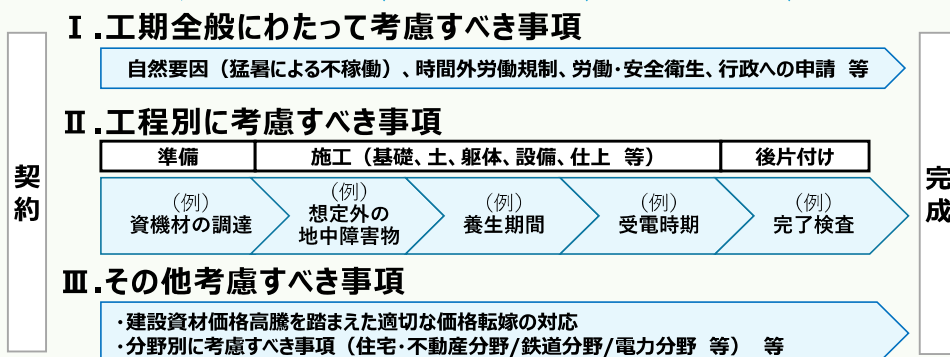


- 適正な労務費等に比べ著しく低い労務費等<sup>※1</sup>による見積りや見積り変更依頼を禁止 (第20条第2項、第6項)
- 総価として原価に満たない金額による契約締結を受注者にも禁止 (第19条の3第2項)

## (参考)「工期に関する基準」の概要

(令和6年3月27日 中央建設業審議会決定)

注文者・受注者双方が「工期に関する基準」を考慮し、適正な工期を設定



- 著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止(第19条の5第2項)

**！違反した建設業者は指導・監督/発注者<sup>※2</sup>は勧告・公表の対象(第41条第1項等、第19条の6)**

※1 材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金

※2 適正な労務費を含む通常必要と認められる原価に満たない金額による契約締結による勧告の対象になり得るのは公共発注者のみ

## 新ルール下の取引について

建設工事における見積書の作成に当たっては、労務費等<sup>\*</sup>を内訳明示することが必要です。下記の禁止事項について違反があった場合、建設業者には指導・監督、発注者(民間発注者含む)には勧告・公表が行われることがあります。

<sup>\*</sup>材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金

|      | 発注者・注文者                                                                                                                                                                                                       | 受注者                                                                                                                  |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 見積段階 | 「見積書」を考慮<br>通常必要な額を著しく下回る変更依頼を禁止<br><b>違反した場合</b><br>発注者／国土交通大臣等から勧告・公表                                                                                                                                       | 労務費等を内訳明示した「見積書」の作成<br>通常必要な額を著しく下回る見積りを禁止<br><b>違反した場合</b><br>建設業者／国土交通大臣等から指導・監督                                   |
| 契約段階 | 取引上の地位を不当利用し、「通常必要と認められる原価」に満たない金額による契約締結の禁止<br>「通常必要と認められる期間」より著しく短い工期による契約締結の禁止<br><b>違反した場合</b><br>発注者 <sup>※1</sup> ／国土交通大臣等から勧告・公表<br>建設業者／公正取引委員会からの措置請求 <sup>※2</sup><br>／国土交通大臣等から指導・監督 <sup>※3</sup> | 正当な理由なく、「通常必要と認められる原価」に満たない金額による契約締結の禁止<br>「通常必要と認められる期間」より著しく短い工期による契約締結の禁止<br><b>違反した場合</b><br>建設業者／国土交通大臣等から指導・監督 |

※1 「通常必要と認められる原価」に満たない金額での契約締結による勧告の対象になり得るのは公共発注者のみ／※2 「通常必要と認められる原価」に満たない金額による契約締結の場合のみ／※3 「通常必要と認められる原価」に満たない金額による請負契約を締結した場合は指導のみ

## 「労務費に関する基準」の実効性確保

「労務費に関する基準」に基づいた適正な労務費の確保・適正な賃金の支払いを行うため、契約から支払いまでの各段階で、実効性を確保する取組が進められています。



- ① 見積書の交付促進** 労務費等を内訳明示した見積書の作成・交付をお願いします。  
<sup>\*</sup>注文者としては、工事の規模等に応じて十分な見積り期間を設けるとともに、提出された見積りを考慮・尊重してください。
- ② 自主宣言制度** 技能者の処遇改善に積極的に取り組む事業者の見える化、その優先選定のための制度が創設されます。改正建設業法に基づく処遇改善やCCUS活用等に積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。
- ③ 適正な賃金支払い** CCUSレベル別年収を踏まえ、確保した労務費を技能・経験に応じた賃金として支払うようお願いいたします。
- ④ 行き渡りの確認** 労務費・賃金の適正な支払いに係る表明や情報開示への合意に関する条項(コミットメント制度)を個々の契約において活用いただき、発注者から技能者に至るまで、労務費・賃金の適正な支払い状況を確認できる仕組みの構築をお願いいたします。
- ⑤ 公共工事(労務費ダンピング調査)** 現行の低入札価格調査等のダンピング対策を強化し、落札候補者に対して、入札金額内訳書の内容を確認する調査を実施することとしております。公共工事においても、契約段階において適正な労務費が確保される契約締結をお願いいたします。

# 関係者のみなさまへ

## ～新たな労務費制度を通して知って頂きたいこと～



担い手確保には、建設工事に関わる全ての関係者の行動変容が必要です。賃金を削る競争を撲滅し、適正な労務費を確保するため、令和 7 年 12 月から新ルールが適用されています。現場の実務担当にも周知徹底をお願いします。

### 建設業者のみなさまへ

◎技能者と適切に雇用契約を結ぶとともに、CCUS 能力評価の受検、CCUS レベル別年収水準での賃金支払いを推進してください

#### ▶受注に当たって

◎適正な労務費を算出した上で労務費等※を内訳明示した見積書を作成・提出し、これを保存してください(注文者から請求があった場合は、契約成立までに見積書を交付しなければなりません)

◎労務費等が著しく低くなるような見積りはしないでください  
(違反した場合は、国土交通大臣等からの指導・監督の対象となる可能性があります)

◎正当な理由なく、総価として通常必要と認められる原価に満たない金額による契約締結はしないでください(違反した場合は、国土交通大臣等からの指導・監督の対象となる可能性があります)

#### ▶注文に当たって

◎工事の規模等に応じて十分な見積り期間を設けるとともに、受注者から提出された見積書を考慮・尊重してください

◎提出された見積書に対し、労務費等※が著しく低くなるような見積り変更依頼はしないでください  
(違反した場合は、国土交通大臣等からの指導・監督の対象となる可能性があります)

◎従前に引き続き、取引上の地位を不当に利用し、総価として通常必要と認められる原価に満たない金額による契約締結はしないでください  
(違反した場合は、国土交通大臣等からの指導又は公正取引委員会への措置請求対象となる可能性があります)

◎技能者を雇用する建設業者は、労務費だけでなく雇用に伴う経費も確保する必要があることに留意してください

### 全ての関係者のみなさまへ

◎「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」による自主宣言を行うとともに、宣言企業相互の取引先としての優先選定を推進してください

◎書面での請負契約締結を徹底するとともに、契約にコミットメント条項を積極的に導入し、契約当事者間での適正な労務費の支払い、技能者へ適正な賃金の支払いの確認を推進してください

◎適正な労務費(賃金の原資)確保に併せて、適正な工期を確保してください  
(通常必要と認められる期間に比べ著しく短い工期による契約締結は、注文者・受注者とも禁止されています)

※ 材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金

このほか、『労務費に関する基準』についてはこちらに記載しています  
(<https://roumuhi.mlit.go.jp/>)



## 4. 参考資料②

---

## 第三次・担い手3法ポータルサイト (<https://ninaite-sanpo.mlit.go.jp/>)



労務費に関する基準ポータルサイト  
(<https://roumuhi.mlit.go.jp/>)

<お問い合わせ先>

国土交通省 北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課

TEL 025-370-6571 (直通)

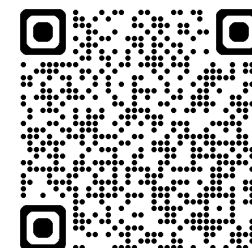
メール kensetugyouhou-hokuriku@hrr.mlit.go.jp

〒950-8801

新潟県中央区美咲町1丁目1番1号新潟美咲合同庁舎1号館  
(JR新潟駅バスターミナルからバスで約30分)



第三次・担い手3法ポータルサイト  
(<https://ninaite-sanpo.mlit.go.jp/>)



労務費に関する基準ポータルサイト  
(<https://roumuhi.mlit.go.jp/>)